

第5節 ICT利活用による国民生活の向上と環境への貢献

1 教育・医療等の分野におけるICT化の推進

(1) 教育分野におけるICT利活用の推進

我が国の次世代を担う子どもたちが、早い段階からICTに親しみ、情報活用能力を向上させ、新しい知的価値や文化的価値を創造できる社会を構築することは大変重要である。

総務省では、教育分野でのICT利活用を推進し、情報通信技術面を中心とした課題を抽出・分析することを目的として、平成22年度から「フューチャースクール推進事業」に取り組んでいる(図表5-5-1-1)。

平成24年度においては、平成23年度に引き続き文部科学省の「学びのイノベーション事業」と連携し、小学校10校、中学校8校及び特別支援学校2校で実施した。これらの学校においては、クラウド・コンピューティング技術を活用したポータルサイトやデジタル教材(教科書)等の提供を行うとともに、タブレットパソコン(全児童生徒1人1台)やインタラクティブ・ホワイト・ボード(全普通教室1台)、無線LAN等のICT環境の下で授業を実践し、学校現場における情報通信技術面を中心とした課題の抽出・分析、技術的条件やその効果等について実証研究を行っている。

実証研究の成果については、「フューチャースクール推進研究会^{*1}」による検討結果を踏まえ、平成25年4月に「教育分野におけるICT利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン(手引書)2013(小学校版及び中学校・特別支援学校版)」を取りまとめ、公表している。

平成25年度においては、文部科学省との連携により、中学校8校及び特別支援学校2校において実証研究を実施するとともに、教育分野におけるICTの効果的な利活用を促進するため、これまでの実証研究で判明した技術的な課題について、最先端の技術を踏まえた対応方策を検討する調査研究を実施する予定である。

図表5-5-1-1 フューチャースクール推進事業の概要

ICTを使った「協働教育」等を推進するため、ICT機器を使ったネットワーク環境を構築し、学校現場における情報通信技術面を中心とした課題を抽出・分析するための実証研究を行う。

調査研究の概要

- 文部科学省との連携により、教育分野におけるICTの利活用を促進し、ICTを使った「協働教育」や児童・生徒一人ひとりに応じた個別教育を推進。
- タブレットPCやインタラクティブ・ホワイト・ボード等のICT機器を使ったネットワーク環境を構築し、学校現場における情報通信技術面を中心とした課題を抽出・分析するための実証研究を実施。
- 実証研究の成果について、ガイドライン(手引書)としてとりまとめ、普及を図る。

実証校

- 小学校
平成22年度から平成24年度まで全国10校で実施。
- 中学校・特別支援学校
平成23年度から平成25年度まで、中学校8校及び特別支援学校2校において実施。



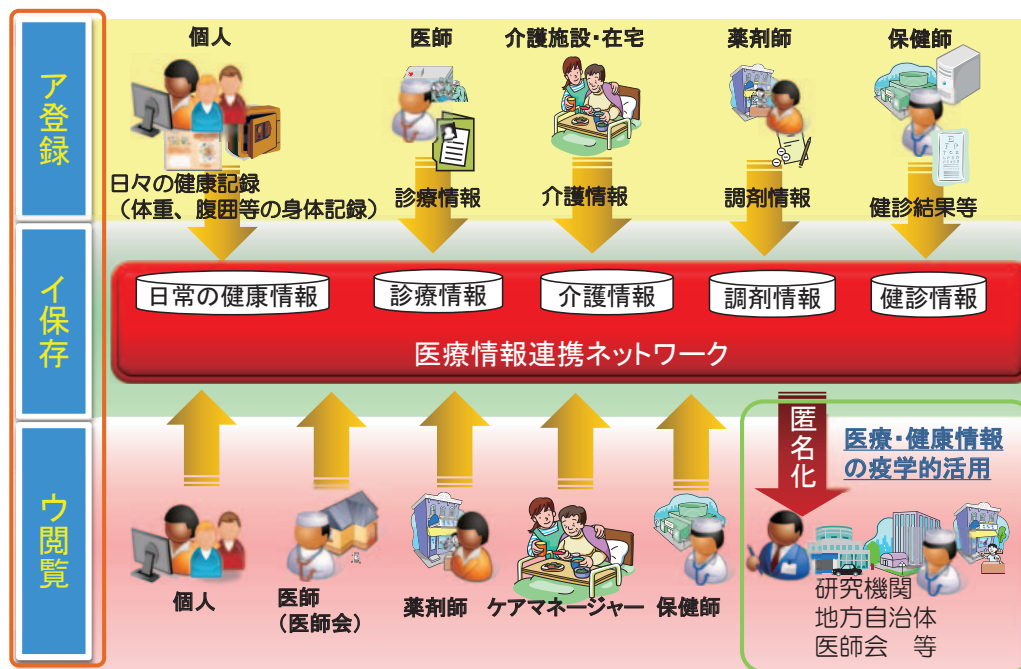
*1 フューチャースクール推進研究会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/futureschool/index.html

(2) 健康医療分野におけるICT利活用の推進

ア 医療情報連携ネットワークの意義

医療機関等の保有する患者・住民の医療・健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧することを可能とする医療情報連携ネットワークは、患者・医療機関等の負担を軽減するとともに、地域医療の安定的供給、医療の質の向上、さらには医療費の適正化にも寄与するものである。(図表5-5-1-2)

図表5-5-1-2 医療情報連携ネットワークの概要



イ 「健康情報活用基盤構築事業」における取組事例

総務省は、厚生労働省及び経済産業省と連携し、平成23年度及び24年度に「健康情報活用基盤構築事業」において、広域共同利用型の医療情報連携ネットワークの確立を目的として、処方情報の電子化・医薬連携、医療・介護連携、共通診察券の活用、在宅医療・介護連携、災害に強い医療情報連携ネットワークについての実証事業を実施した^{*2}。

ウ 東北地域医療情報連携基盤構築事業（「東北メディカル・メガバンク計画」）における取組事例

東日本大震災においては、津波により、病院に保管されていた紙カルテが消失し、患者の病歴や過去の診療情報が失われ、被災地域における適切な医療の提供が困難になったといった事例が報告され、医療情報連携ネットワークの重要性が注目された。これを受けて総務省では、厚生労働省及び文部科学省との連携の下、「東北メディカル・メガバンク計画」^{*3}の実現に向け、平成23年度より、被災地域の医療圏において、医療情報連携ネットワークの構築を財政的に支援する措置を講じている。

エ 遠隔医療の推進

地域医療の充実に資する遠隔医療技術の活用方法及び推進方策について検討するため、平成20年3月から、総務大臣及び厚生労働大臣の共同懇談会である「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」を開催している。平成20年7月に公表された「中間取りまとめ」において、遠隔医療の位置づけの明確化、診療報酬の適切な活用が提言され、厚生労働省と連携しながらエビデンスの収集・蓄積を行ってきたところである。また、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)を受け、厚生労働省において、遠隔医療の実施可能範囲等を明確化するため、平成23年3月に、遠隔医療関連通知を改正した。今後も、遠隔医療の普及・推進に向けた取組を行っていく。

*2 実証地域：香川県高松市を中心とする地域、広島県尾道市を中心とする地域、鳥根県出雲市を中心とする地域、宮城県石巻市を中心とする地域、宮城県大崎市を中心とする地域

*3 被災地の住民の健康・診療・ゲノム等の情報を生体試料と関連させたバイオバンクを形成し、創薬研究や個別化医療の基盤を形成するとともに、地域医療機関等を結ぶ情報通信システム・ネットワークを整備することにより、東北地域の医療復興に併せて、次世代医療体制を構築する計画

(3) テレワークの推進

「テレワーク」は、情報通信技術を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ業務効率・生産性の向上を実現し、少子高齢化、地域活性化等の課題解決にも資するものとして期待されている。また、大規模災害やパンデミック等が発生した際のBCP（業務継続計画）、節電対策及び環境負荷軽減にも有効な手段として期待されている。

総務省「平成24年通信利用動向調査（企業編）」によると、平成24年の企業におけるテレワーク導入率（常用雇用者100人以上の企業）は、11.5%となっており、主な導入目的として、「定型的業務の効率性（生産性）の向上」や「勤務者の移動時間の短縮」が挙げられている。

総務省では、我が国におけるテレワークの本格的な普及を図るため、特に在宅型テレワークを中心として、普及課題を幅広く調査・抽出し、その解決策を明らかにすることで、効果的かつ効率的なテレワークの導入方法の確立に取り組んできたところであり、2012年（平成24年）における在宅型テレワーカーは930万人に達している。

また、ICTを活用した柔軟な働き方の実現、業務継続性等の観点からテレワークに対するニーズは高まっている一方、情報セキュリティに対する懸念やテレワークシステムに関するノウハウ不足といった導入に関する課題が顕在化する中、平成24年度、総務省は「テレワーク全国展開プロジェクト」として、テレワークの本格的普及を図るため、新たなICT機器、クラウド型サービスの登場などの情報通信技術の進展を踏まえ、テレワーク導入の促進に資する「テレワークセキュリティガイドライン（第3版）」を策定するとともに、3大都市圏を中心に、中小規模の企業からモデルとなる企業を選定、専門家を派遣し、テレワーク導入を支援する等の取組を行っている。

2 情報通信基盤を活用した地域振興等

人口減少・高齢化、雇用機会の減少等の様々な課題を抱える地域社会において、地域の自主性と自立性を尊重しつつICTを軸として、地域が自ら考え実行する「地域自立型」の地域活性化を総合的に推進する必要がある。

総務省では、平成24年度にICTによる地域活性化に向けて、次の取組を実施している。

(1) ICT地域活性化の総合的な支援体制の整備

総務省では、平成19年度から「地域情報化アドバイザー」の派遣を実施しており、平成25年3月までに延べ370回の派遣を行っている。これは、ICTによる地域活性化に意欲的に取り組む地域に対して、地域情報化に関する知見やノウハウを有する専門家を「地域情報化アドバイザー」として派遣し、成功モデル構築に向けた支援を行うとともに、その取組の効果を全国に普及させ、ICTを活かした地域経済・社会の底上げを図る取組である。また、一定期間の人材派遣の重要性・必要性を踏まえ、平成24年度からは、より長期の関与を行う「ICT地域マネージャー」の派遣を実施している。平成24年度は16地域へ、半年間に渡り継続的な支援を行った。

3 コンテンツ流通の促進

総務省は、平成24年7月に情報通信審議会より答申^{*4}を受けて、コンテンツ制作・流通の強化に向けた取組の方向性として、利用者が適正な価格で容易にコンテンツを利用できる正規ビジネスを拡大するとともに、クリエイターに対して適正な対価が還元される仕組を整備し、コンテンツの質・量両面での持続的な拡大再生産を図っていくことを基本とした。また、「権利処理の迅速化・効率化」、「コンテンツの海外展開」、「スマートテレビの推進」等を早急に取り組むべき課題とし、これらを踏まえた各種施策を実施している。

*4 「デジタル・コンテンツ流通の促進等」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」（平成16年1月28日付け諮問第8号及び平成19年6月14日付け諮問第12号）に関する情報通信審議会からの答申
： http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000018.html

(1) コンテンツの製作・流通環境の整備

ア 放送コンテンツの権利処理の一元化の促進

海外展開やインターネット配信等の放送コンテンツの二次利用を促進するためには、権利処理業務に関する時間とコストを削減することが必要である。総務省では、平成22年度から実証実験を通じて実演家の権利処理窓口一元化を推進してきており、総務省に設置した「放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会^{*5}」において、放送番組に使用されている音楽を含めて更なる権利処理の円滑化に取り組んだ。

イ コンテンツの不正流通対策

昨今のネットワーク技術等の進展に合わせて、デジタル・コンテンツが権利者の許諾を得ずにインターネットを通じて不正に流通する事案が増大しており、コンテンツ産業発展の大きな課題となっている。総務省では、このようなコンテンツの不正な流通を抑止するために、平成22年度から24年度にかけて実証実験を実施した。

ウ 放送コンテンツの製作取引の適正化

総務省では、平成21年に「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン^{*6}」を策定し、放送コンテンツ製作に係わる番組製作会社のインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行の改善を行い、番組製作に携わる業界全体の向上を目指している。定期的に「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」を開催し、番組取引の実態調査・ガイドラインの周知啓発やフォローアップを行っている。

(2) 新しいコンテンツの流通プラットフォームの検討

総務省は、放送の完全デジタル化等により、今後急速な普及が見込まれるスマートテレビについて、平成24年度より、放送の公共性や視聴者の利便に配慮したコンテンツの表示方法の確立等のため、スマートテレビの標準化に関する実証実験を実施している。

4 情報バリアフリー環境の整備

高齢者・障害者を含めた誰もがICTを利活用し、その恩恵が享受できるような環境を実現するため、総務省では、次のとおり情報バリアフリー環境の整備に向けた取組を推進している。

(1) 障害者のICT利活用支援の促進

総務省では、障害や年齢によるデジタル・ディバイドの解消を目的に、通信・放送分野における情報バリアフリーの推進に向けた助成を実施している。「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成5年法律第54号）に基づき、通信・放送に関する身体障害者向けの通信・放送役務サービス（聴覚障害者向けの電話リレーサービス等）の提供や開発を行う企業等に対して必要な資金を助成する「チャレンジ向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務」を行っており、平成24年度は、7者に対して6,234万円の助成を実施した。

また、障害者や高齢者向けの通信・放送役務サービスに関する技術の研究開発を行う企業等に対して必要な資金を助成する「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」を行っており、平成24年度は、5者に対して4,186万円の助成を実施した。

(2) 視聴覚障害者向け放送の普及促進

総務省では、視聴覚障害者が放送を通じて円滑に情報を入手することを可能にするため、字幕放送等の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定し、進捗状況を毎年度公表^{*7}するとともに、字幕

*5 放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会：
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/broadband_contents/index.html

*6 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（第2版）」：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu04_000015.html

*7 平成23年度の字幕放送等の実績：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000045.html

番組等の制作費の助成を行い、放送事業者の自主的な取組を促している。

地上テレビジョン放送のデジタル放送への完全移行や改正障害者基本法の制定、情報通信技術の進展等、視聴覚障害者向け放送を取り巻く環境が変化し、また、東日本大震災を踏まえ、非常災害時における放送を通じたより確実な情報取得が喫緊の課題となっている。このため、平成24年1月から「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会^{*8}」を開催し、視聴覚障害者向け放送の更なる拡充方策について検討を行い、同年10月に同指針の見直しを行った^{*9}。

具体的には、「大規模災害等緊急時放送については、できる限りすべてに字幕付与」等の目標の追加、解説放送の普及目標対象の明確化を行った他、手話放送についても新たに行政指針に盛り込み、視聴覚障害者向け放送の一層の普及を図っている。

また、「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」において提言されたテレビCMへの字幕付与や県域局制作の生放送番組への字幕付与等も含め、今後も視聴覚障害者向け放送の普及促進に向けた取組を行っていく。

(3) 利用環境のユニバーサル化の促進

電気通信アクセシビリティについては、平成19年1月、ITU-Tにおいて、日本提案により検討が進められた「電気通信アクセシビリティガイドライン」が勧告として承認されている。同ガイドラインは、高齢者や障害者が、障害や心身の機能の状態にかかわらず、固定電話、携帯電話、ファクシミリ等の電気通信機器やサービスを円滑に利用できるよう、電気通信機器・サービスの提供者が企画・開発・設計・提供等を行う際に配慮すべき事項を示したものである。総務省では、高齢者・障害者を含む誰もが公共機関のホームページ等を利用できることを目的として、平成22年度に「みんなの公共サイト運用モデル改定版^{*10}」を策定しており、ウェブコンテンツ、電気通信分野のアクセシビリティの一層の向上を促進するため、策定したモデルを基に、地方公共団体への周知・普及活動に取り組んでいる。

5 地球環境問題に関するICTの貢献

近年、地球温暖化問題が深刻さを増す中で、ICTは安全・安心な社会の実現や、利便性の向上、地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、業務の効率化を通じて、地球温暖化問題への取組にも貢献できると期待されている。その一方で、ICT機器の増加、高機能化等による電力消費量の増加に伴う地球温暖化への配慮が求められているところである。

地球温暖化対策について、我が国においては、平成24年11月の国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)までに、従来の25%削減目標をゼロベースで見直しつつ、新たな削減目標を含む「地球温暖化対策計画」の策定に至るまでの間においても、「京都議定書目標達成計画」と同等以上の取組の推進を図っている。ICT分野の気候変動に与える影響を分析することは、今後の政策立案等において重要であり、総務省では、環境省と連携しつつ次の取組を実施している。

(1) Green of ICT・Green by ICTの推進

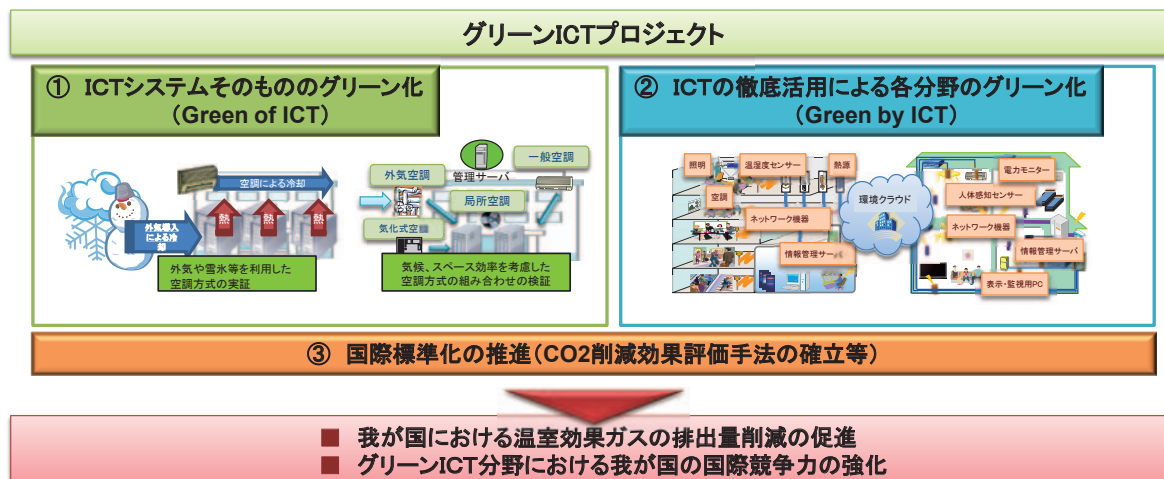
総務省では、「ICTシステムのグリーン化」(Green of ICT)と「ICTの活用によるグリーン化」(Green by ICT)の双方を柱とする「グリーンICTプロジェクト」を推進している(図表5-5-5-1)

*8 デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital/index.html

*9 視聴覚障害者向け放送普及行政の指針の見直し:http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000044.html

*10 みんなの公共サイト運用モデル改訂版:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/w_access/index_02.html

図表5-5-5-1 グリーン ICT プロジェクト



総務省では、「Green of ICT」と「Green by ICT」の双方について、世界の最新の技術動向の調査や分析を行い、CO2削減のベストプラクティスマodelや削減効果評価手法を確立し、ICTと気候変動に関する国際標準化を推進している。

平成23年11月には、総務省が行った実証実験等の成果が盛り込まれた、データセンターにおける空調システムの省エネルギー対策「L.1300 グリーンデータセンターのベストプラクティス」、平成24年3月には、我が国の提案・主張が盛り込まれた、「L.1410 ICT製品・ネットワーク・サービスの環境影響評価手法」、また、平成24年5月には、総務省が行った実証実験等の成果が盛り込まれた、「L.1200 直流給電システムのインターフェース仕様」がITU勧告となった。今後も引き続き、実証実験等により得られた成果を基に国際標準化を推進していくとともに、これら国際標準の国内への展開を推進していく。

(2) ICTの地球環境問題に関する研究の実施

総務省では、地球温暖化問題が国際的に喫緊の課題であることを考慮し、CO2排出削減、省エネルギー化に貢献するICT分野のイノベーションを創出する研究開発を推進するため、「戦略的情報通信開発研究推進事業」(SCOPE: Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme)の中で「ICTグリーンイノベーション推進型研究開発」として実施している。

6 ICT人材の育成^{*11}

(1) 高度なICT人材の育成

我が国が引き続き世界最高水準のICT国家であることを維持し、国際競争力の維持・向上を図っていくためには、技術進歩の著しいICT分野に関する高度な知識や技能を有する人材の育成が重要である。このため、総務省では、ICT人材育成に関する次の取組を実施している。

ア 高度ICT利活用人材育成プログラム開発事業

総務省では、平成23年度から、研修事業者等が実施するICT利活用企業向けのクラウドサービスやビッグデータの導入・利活用を踏まえた研修コースの設計・実施に当たり必要となる基礎的なカリキュラム(教育課程・指導ガイドライン・教材開発ガイドライン)を開発することにより、ICTを高度に利活用し企業・組織の戦略立案・実施に必要な「高度ICT利活用人材」としてスキル・知識を有する人材の育成を推進している。

平成24年度は、平成23年度に開発したカリキュラム(コア部分)で習得したクラウドコンピューティングに係るスキル・知識を基礎として、来るべきビッグデータ時代において、その利活用を強力に推進する人材を育成

*11 ICT人材育成に関する取組や成果の紹介先：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/joho_jinzai/index.html

するための「高度ICT利活用人材育成カリキュラム（実践編）」を開発している。

イ 遠隔地間における実践的ICT人材育成推進事業

総務省では、産業界から要望の強い実践的ICT人材を育成するために、各地に個々に偏在する産学連携による実践的なICT人材育成の取組に関し、ICTを利活用して、これら「点」の取組を、産学連携主体が協働して取り組む「面」の取組へと発展させ、より効率的に人材育成を実施できる仕組（ネットワーク）作りを支援している。平成24年度は、産学連携主体が実践的なICT人材を育成する上で有用な教材や知見を共用するための手順・ルールの策定や総務省が開発した遠隔教育システムの機能改修を実施するとともに、その利用拡大を図るための取組を実施している。

(2) ICTリテラシーの向上

我が国の次世代を担う子どもたちが、早い段階からICTに親しみ、情報活用能力を向上させ、新しい知的価値や文化的価値を創造できる社会を構築することは大変重要であり、総務省では次の取組を実施している。

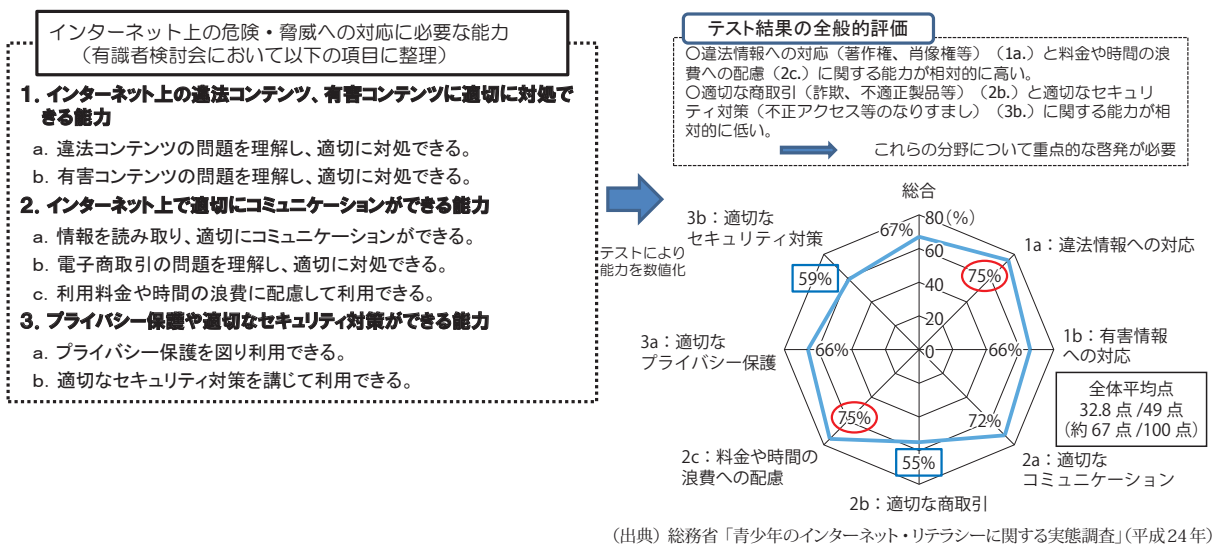
ア 「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標」の策定

総務省は、グローバル規模での青少年のインターネット利用が進展する中、国際的な動向との調整を図りつつ、青少年に求められるインターネット・リテラシーを的確に把握できるよう、有識者の意見などを踏まえ「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS：Internet Literacy Assessment indicator for Students）」を開発し、そのテストを国内の高等学校1年生相当（約2,500名）を対象に平成24年6月から7月にかけて行い、同年9月にその実施結果を公表した（図表5-5-6-1）。

同指標は、インターネット・リテラシーの中でも、特に、インターネット上の危険・脅威への対応能力やモラルに配慮しつつ、的確な情報を判断するために必要な能力に重点をおいた指標となっている。同年9月の公表結果では、違法情報への対応と料金や時間の浪費への配慮に関する能力が相対的に高いのに対し、適切な商取引と適切なセキュリティ対策に関する能力が相対的に低いという結果になっており、重点的な啓発が必要とされている。

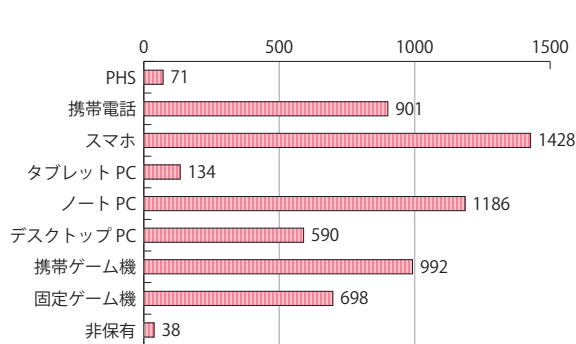
この結果を踏まえ、ILASを、地域での周知啓発活動や、事業者による安心安全サービスの提供・改善に役立てるとともに、OECD等における国際的な指標づくりに対して我が国からインプットしているところである。

図表5-5-6-1 ILASの実施結果の概要

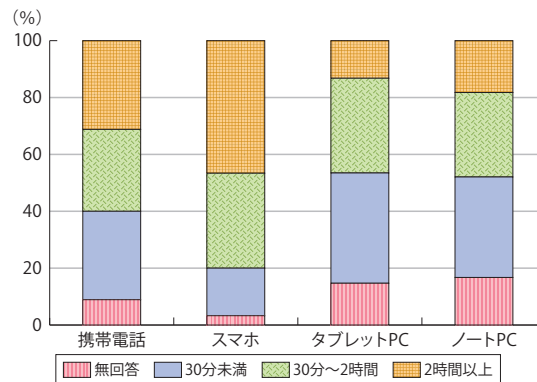


なお、上記ILASと併せて実施したアンケートでは、スマートフォンと他のデバイスの保有状況や端末別利用時間についてもアンケートを実施した結果、高校1年生のスマートフォンの保有率が高い割合を示している（図表5-5-6-2）ほか、他のデバイスと比較した場合のスマートフォンの長時間利用の割合が高い結果となっている（図表5-5-6-3）。

図表 5-5-6-2 保有するインターネット接続機器



図表 5-5-6-3 端末別 1日当たりの利用時間



(出典) 総務省「青少年のインターネット・リテラシーに関する実態調査」(平成24年)

イ e-ネットキャラバンの推進

パソコンや携帯電話は便利なコミュニケーションツールである反面、ウイルス、迷惑メール、学校裏サイト等トラブルも多発している。また、近年、急速に普及しているスマートフォンは、パソコン用webサイトや動画、SNSなどが利用可能である反面、個人を特定した不当請求や違法ダウンロード支援アプリなどによるトラブルも確認されている。多くのネット危機にさらされている児童生徒を守るため、児童生徒はもとより、保護・教育・指導する立場にある保護者、教職員に対しても、インターネットを安心・安全に利用するための知識・理解が必要となってきている。

このため、総務省では、文部科学省及び通信関係団体等と連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした講座を全国規模で行う「e-ネットキャラバン^{*12}」を実施しており、平成24年度においては、全国1,524箇所で開催した。

ウ メディアリテラシーの向上

メディアリテラシーとは、放送番組やインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力や、メディアの特性を理解する能力、新たに普及するICT機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力等のことである。

総務省では、放送番組の情報を正しく理解するとともに、トラブルなくインターネットや携帯電話等を利用するなど、メディアの健全な利用の促進を図るため、各メディアの特性に応じた教材等を開発し、普及を図っている。

インターネットや携帯電話等の分野においては、ICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラムである「伸ばそうICTメディアリテラシー～つながる！わかる！伝える！これがネットだ～」の普及を図っている^{*13}。また、保護者や教職員などが知っておくべき事項等を解説した「インターネットトラブル事例集^{*14}」は、「e-ネットキャラバン」等のインターネットの安心・安全な利用に向けた啓発講座等において活用されている。

放送分野においては、これまでビデオ・DVDによる小・中学生及び高校生向けの学習用教材を開発し、教材の貸出しを中心とした普及・啓発を行っているほか、「放送分野におけるメディアリテラシーサイト^{*15}」を開設し、ウェブ教材や教育者向けの授業実践パッケージ（指導案、授業レポート、ワークシート等）を開発・掲載するなど、青少年のメディアリテラシーの向上に取り組んでいる。

その他にも、図書館・公民館・児童館などの公共施設に子どもや高齢者でも使いやすい端末を配備し、自分でインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力等を向上させるための学習効果の高いコンテンツ、利用環境の検証を行った。平成25年度においては、引き続き実証研究を実施し、平成24年度の実証研究の成果を踏まえ、PDCAサイクルによるシステムの改善、育成コンテンツの更新等に取り組む、より実効性の高い普及モデルを検討する予定である。

*12 e-ネットキャラバン：<http://www.e-netcaravan.jp/>

*13 教育の情報化推進ページ：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/index.html
伸ばそうICTメディアリテラシー：<http://www.ict-media.net/>

*14 インターネットトラブル事例集ダウンロードページ：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

*15 放送分野におけるメディアリテラシーサイト：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html